

## 1 社会・治安情勢

### （1）新型コロナウイルス関係

2月5日以降、その都度領事メールを発出するとともに当館HPに掲載しています。

#### ア 感染情報

インドネシア保健省によると、当館管轄州（バリ州、西ヌサトゥンガラ州及び東ヌサトゥンガラ州：以下当館管轄州と称す）において感染が確認された者は、6月30日現在累計名（バリ州 1,444 人、西ヌサトゥンガラ州 1,234 人、東ヌサトゥンガラ州 118 人）と公表しております。なお、当館管轄州における邦人の陽性事案は現在まで発生しておりませんが、ローカル市場など身近な場所でのクラスター感染なども散見されますので、一層の感染予防に努める必要があります。

#### イ インドネシア政府の対応

4月1日以降、一部の例外を除いて全ての外国人のインドネシア訪問及び国際トランジットを禁止し、現在もその規制は継続しています。

新型コロナウイルス感染拡大予防期間中の滞在許可自動延長、KITASやKITAP保持者に対する滞在許可の期限切れ猶予措置を行っていましたが、インドネシア入国管理事務所を一部再開しているとのことであり、滞在資格の更新等に関しては管轄の入国管理事務所にお問い合わせする必要があります。

#### ウ バリ州政府等の対応

- 5月13日付デンパサール市長による要請「就労活動の制限、宗教及び社会文化活動の制限、公共の場における活動制限、交通手段の制限とコミュニティの動員を旨とする社会活動制限」は継続されています。
- 5月22日以降、州外からバリ州への入域に関しては以下の条件が必要とされています。（※注：6月30日現在）
  - ・対策本部が定める医療機関発行のPCR検査陰性結果（入域予定日起点で7日以内）
  - ・バリ州滞在目的表明書及び保証人による滞在保証書
  - ・海路入域者については医療機関実施の迅速検体検査（Rapid Test）陰性結果（入域予定日起点で7日以内）
  - ・チケット購入時のオペレーターによる要件充足判断
  - ・バリ州政府指定のHP (<https://cekdiri.baliprov.go.id/>) での必要情報入力とQRコードの入手

#### エ 新型コロナウイルス感染拡大に伴う治安

当館管轄州の各警察本部（バリ州警察、西ヌサトゥンガラ州警察及び東ヌサトゥンガラ州警察）に対して治安情勢の確認を行ったところ、6月26日時点で新型コロナウイルス感染拡大に伴う治安の悪化は特に認められないとのことであったが、長引く社会活動制限による不景気や失業者の増加に起因する犯罪もマスコミ等で散見されるため、犯罪被害の未然防止には十分注意が必要です。

#### オ 感染予防

日本では5月25日に緊急事態宣言が解除されておりますが、新型コロナウイルスは当地では未だ猛威を振るっており、未だワクチンや特效薬は開発段階であり、感染予防

策として、マスクの着装、ソーシャルディスタンスを保つこと、石けんによる手洗い・手指消毒の励行が必要です。

## (2) 自然災害

### ア アグン山の状況

アグン山の噴火情報には接していませんが噴火警戒レベルは依然として3（警戒）が継続されており火口から半径4キロメートル圏内への立入は禁止されています。引き続き関連情報に注意が必要です。

### イ 地震関連

バリ島、ロンボク島及びスンバワ島の北側海域バリ海周辺において、マグニチュード2～6程度の地震が続いています。当該地震に関係する邦人被害の報告は当館には寄せられていませんが、引き続き津波を含む関連情報に注意が必要です。

### ウ 高波関連

現在、当館管轄州の南部海岸沿いにおいて断続的に高波の発生が続いており、最大のものでは6メートルを超えるような波も発生しています。当該高波に関係する邦人被害の報告は当館には寄せられていませんが、引き続き関連情報に注意が必要です。

## 2 一般犯罪情勢等

当館管轄州各警察本部に確認をしたところ、新型コロナウイルス感染拡大を受け、3月中旬以降原則として旅行者の入国が禁止になり、犯罪発生率の高いモールやクラブ、レストラン等の集客施設の多くが休業状態になっていることもあり、いずれの州においても6月26日現在で犯罪発生率は前年比でやや減少しているとの回答がありました。

報道によれば、バリ州では新型コロナウイルス感染症による不況の影響から、街中でギャング等反社会的グループの露出が見られるため、取り締まりを強化しているとの情報もあります。なお、当館管轄州において、4～6月中におけるスリ・ひったくり等の邦人被害や旅券紛失事案発生は認知しておりません。

上述のように、邦人関連犯罪発生は減少しているものの、今般の社会活動制限下で当地におけるインドネシア人の失業率が高くなってきており、生活困窮による理由から窃盗や侵入盗等の犯罪を敢行する者も報道等で見受けられます。在宅・外出時を問わず、家屋の戸締まりや施錠は確実にを行い、外出先においても貴重品の管理には十分に注意が必要です。

## 3 テロ・爆弾事件情勢

### (1) 当館管轄州におけるテロ・爆発物事件

当館管轄州においてテロ・爆発物事件は発生していません。

### (2) 新型コロナウイルス感染症時代のテロ対策

新型コロナウイルスの感染拡大はテロリストたちにとっても他人事ではなく、構成員に感染者が出ればテロ行為が実行できなくなるため、I S I Lやアルカイダ等のテロリストグループも、内部で構成員に対して手洗いを含む感染予防への取り組みを推奨しているようです。このような情勢の中で、テロ発生リスクは下がっているのかと思われがちですが、むしろテロリストグループは新型コロナウイルス感染症の世界的大流行を「神の罰」と称し、一連のパンデミックで混乱状態にある欧米諸国に対し攻撃を仕掛けるよう呼びかけています。また、新型コロナウイルスの発生で、政治・社会・経済に対す

る不平不満を募らせた市民が過激主義者に共感し、いわゆるローンウルフ型やホームグローン型のテロを起こす可能性もあります。

新型コロナウイルス感染症拡大後も世界各地ではテロ事件が発生しており、インドネシア国内でも以下のようなテロ容疑事件が最近発生しています。

- ・ 6月1日 南カリマンタン州 深夜の警察官詰め所襲撃事件
- ・ 6月8日 アチェ州 地方議会メンバー自宅付近手榴弾爆発事件
- ・ 6月20日 中部ジャワ州 警察幹部襲撃事件
- ・ 6月21日 アチェ州 爆発物様不振物件放置事件（爆発物にあらず）
- ・ 6月21日 中部ジャワ州 村長宅爆発物投げ込み事件
- ・ 6月22日 西ジャワ州 国軍兵士銃襲撃事件
- ・ 6月23日 中部スラウェシ州 交通局長宅火炎瓶投げ込み事件
- ・ 6月28日 南スマトラ州 元受刑者による警察署襲撃事件

当館管轄州においてはテロ容疑事件の発生は現在のところありませんが、引き続きテロの標的となりやすい場所（政府・警察関係施設、宗教関連施設、外国人が多く集まる場所等）を訪れる際には周囲の状況に注意を払い、万一不審な人物や物件、状況を察知した場合には、速やかにその場を離れる等安全確保に努める必要があります。

#### 4 誘拐・脅迫事件情勢

当館管轄州において邦人被害の誘拐・脅迫事件は発生していません。

#### 5 対日感情

当館管轄州において対日感情は基本的に良好であり、特段の変化は見られません。しかし、世界各国では新型コロナウイルス感染症の流行を契機としたアジア人に対するヘイトクライムが発生しています。アメリカではスーパーマーケットで買い物をしていたアジア系アメリカ人家族が刺されるという事件もありました。このような犯罪は、現在当館管轄州において認知していませんが、新型コロナウイルス感染症に関連した在留邦人・邦人旅行者に対する嫌がらせ行為がバリ州においても散見されており、今後当地においてもこのような犯罪が発生する可能性もあり、注意が必要です。

#### 6 日本企業の安全に関わる諸問題

当館管轄州において日系企業の安全に関わる問題は認知していません。

#### 7 感染症情報（デング熱・狂犬病）

本年に入ってから新型コロナウイルスが猛威を振るい、各種メディアの話題の中心となっていますが、インドネシアではその他の感染症（特にデング熱や狂犬病）も未だ猛威を振るっており、感染症予防対策には十分注意が必要です。

##### （1）デング熱

ア バリ州（非常事態宣言（KLB）発令：無）

バリ州保健局によると、1月～5月末におけるデング熱罹患患者数は9,296人、死者数は18人とされています。州内における罹患患者数は、ブレレン県とバドゥン県が高く、特にブレレン県の死者数は5人と最多であり、注意が必要です。

イ 西ヌサトゥンガラ州（非常事態宣言（K L B）発令：有）

西ヌサトゥンガラ州保健局によると、1月～4月末におけるデング熱罹患患者数は3,304人、死者数は13人とされています。州内における罹患患者数は、西ロンボク県とビマ市周辺の合計が全体の約4割を占めており、特に注意が必要です。

ウ 東ヌサトゥンガラ州（非常事態宣言（K L B）発令：有）

東ヌサトゥンガラ州保健局によると、1月～5月末におけるデング熱罹患患者数は5,398人、死者は55人とされています。州内全域で広くデング熱の発生が見られますが、傾向として罹患数に対する死亡率が高く、シッカ県やベル県、クパン市周辺の合計が全体の約6割を占めており、特に注意が必要です。

(2) 狂犬病（6月30日現在判明の数値）

ア バリ州（非常事態宣言（K L B）発令：無）

バリ州保健局によると、ブレレン県を除く1月～5月末における咬傷事案（犬等に咬まれた事案）は13,603件、そのうち狂犬病陽性患者数は14人、死者は0人とされています。発生多発傾向の地区としては、ブレレン県やバドゥン県、タバナン県が挙げられます。

イ 西ヌサトゥンガラ州（非常事態宣言（K L B）発令：有）

西ヌサトゥンガラ州保健局に確認を行っていますが、現在のところ回答を得られておりません。しかしながら、K L Bは継続されているため陽性案件の発生が多発している傾向にあることは否めません。

ウ 東ヌサトゥンガラ州（非常事態宣言（K L B）発令：無）

東ヌサトゥンガラ州保健局によると、1月～5月末における咬傷事案は3,832件、そのうち狂犬病陽性患者数は現在計上中で不明、陽性判定の死者は1人とされています。発生多発傾向の地区としては、ンガダ県やナガケオ県、エンデ県が挙げられます。